定　　款

第１章　　総則

（商号）

第１条　当会社は、アルファグループ株式会社と称し英文ではＡｌｐｈａ　Ｇｒｏｕｐ　Ｉｎｃ．と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 情報通信機器、移動体通信端末の販売、それらの付属品の製造および販売
(2) 市場調査、広告宣伝に関する業務ならびに企画および制作業務
(3) 広告代理業
(4) 電気通信事業法に基づく通信回線利用者の募集およびその利用権の販売促進に関する代理店業務
(5) 各種企業に対する資本政策、投融資の仲介、斡旋、調査、企画およびそのコンサルタント業務
(6) 総合リース業
(7) 経営コンサルティング業および経営管理事務の受託業務
(8) 紙類、文具類、事務専用用品、情報処理機器、家庭用電気製品、日用品雑貨、食料品、医薬部外品の販売
(9) 再生可能エネルギーに関わる施設、設備の開発、販売および設置ならびに蓄電池、非常用発電機の販売および設置
(10) 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、媒介および管理
(11) 有価証券の保有、運用、管理および売買
(12) ＬＥＤ照明およびその関連機器、ならびに空調機器、節水器具の企画、開発、製造、販売、保守、工事、一般電気工事、電気通信工事、レンタル、リースおよび輸出入ならびにこれらに関するコンサルティング業務
(13) オフィス・店舗・工場等に関する設備機器・物品等の卸売業、代理商、仲立業、物品賃貸業およびこれらに関するコンサルティング業務
(14) 電力の製造、販売およびエネルギー全般に関するコンサルティング業務ならびに電気料金の請求、集金および回収代行
(15) 金銭の貸付、債務の保証、引き受けおよび各種債権の売買ならびにその他の金融業
(16) システム開発、販売、データの解析、その他ビル･エネルギー管理システムの開発および販売
(17) 飲料自動販売機における販売
(18) 労働者派遣事業
(19) 有料職業紹介業
(20) 上記各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会
(2) 監査役
(3) 監査役会
(4) 会計監査人

（公告方法）
第5条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章　株式

（発行可能株式総数）
第6条　当会社の発行可能株式総数は20,160,000株とする。

（単元株式数）
第7条　当会社の単元株式数は100株とする。

（単元未満株式についての権利）
第8条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1)　会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2)　会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3)　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（自己株式の取得）
第9条　当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）
第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

（株式取扱規程）
第11条　当会社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）
第12条　当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2　前項および本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章　株主総会

（招集）
第13条　当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時取締役会の決議によって招集する。

(招集権者および議長)
第 14 条　株主総会は、取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役会長および取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)
第 16 条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)
第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2　株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)
第 18 条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章　　取締役および取締役会

(員数)
第 19 条　当会社の取締役は、7 名以内とする。

(取締役の選任)
第 20 条　当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

2　取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)
第 21 条　取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)
第 22 条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3　取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)
第 23 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役会長および取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)
第 24 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)
第 25 条　当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)
第 26 条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役の報酬等)
第 27 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)
第 28 条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償金額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2　当会社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章　　監査役および監査役会

(監査役の員数)
第 29 条　当会社の監査役は、4 名以内とする。
(監査役の選任)
第 30 条　当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

(監査役の任期)
第 31 条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)
第 32 条　監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)
第 33 条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)
第 34 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)
第 35 条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役の報酬等)
第 36 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)
第 37 条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2　当会社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第6章　会計監査人

(会計監査人の選任)
第 38 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)
第 39 条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)
第 40 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)
第 41 条　当会社は会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める

要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。

第7章　　計算

（事業年度）

第42条　当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当等）

第43条　当会社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第44条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第45条　期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2　未払いの配当金には利息をつけない。